

改正	平成24年4月1日	平成27年4月1日
	平成29年3月1日	2021年4月1日
	2023年3月1日	2023年4月1日
	2024年4月1日	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、日本女子大学（以下「本学」という。）において研究活動に携わる若しくは携わった全ての者（以下「研究者」という。）を対象として、本学の学術研究における行動規範（以下「行動規範」という。）に違反する不正行為の防止や遵守を促すための委員会の設置及び不正行為に対する措置等について定める。

(不正行為の定義)

第2条 この規則において不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ及び報告の各過程においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為には当たらない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究成果等を真正ではないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、試料、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用する行為
- (4) 二重投稿 既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (5) 不適切なオーサiership 著者資格を満たさない者を著者に加えること、著者資格を満たす者を故意に除外する行為
- (6) 前5号の行為以外の研究活動における不適切な行為
- (7) 第1号から第6号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

(研究費の不正使用)

第3条 公的資金研究費の不正使用については、日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程に定めるところによる。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、又、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の説明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ、調査データその他の研究資料等（以下「研究資料等」という。）を一定の期間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 前項に規定する研究資料等の保存期間は、原則として当該研究成果の発表後10年間とし、電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。ただし、試料（実験試料、標本）や装置等の現物については、当該研究成果の発表後5年間の保存を原則とする。又、保存スペースの制約を受けるもの、保存が本質的に困難なもの、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。
- 5 前項の規定に関わらず、扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、

それらの規制やガイドラインに従う。又、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

- 6 研究者が異動や退職によって転出する場合には、研究者は、保有する研究資料等の複写を保存する、所在を把握するなど適切な措置を講じなければならない。

第2章 行動規範の管理体制

(責任体系の明確化)

第5条 本学に、研究行動規範の体制に係る責任者として、次の者を置く。

- (1) 統括責任者
- (2) 部局長
(統括責任者)

第6条 大学全体を統括し研究行動規範について最終責任を負う者として、統括責任者を置く。

- 2 統括責任者は、学長をもって充てる。
- 3 統括責任者は、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、部局長等と連携して厳正かつ適切に対応する。

(部局長の責務)

第7条 大学の各学部、各研究科において、研究行動規範について実質的な責任と権限を持つ者として、部局長を置く。

- 2 部局長は、学部長、研究科委員長をもって充てる。
- 3 部局長は、各部局の研究倫理教育責任者も兼ね、不正行為の防止のために、研究者へ倫理教育を含む啓発活動を行う。

第3章 研究行動規範委員会

(管理及び運営体制)

第8条 学長は、この規則に定める不正に係る調査等、不正行為への対応に関して統括する。

(研究行動規範委員会の設置)

第9条 第1条の趣旨に基づき、学長は研究行動規範委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 学長が選任する1名の副学長(委員長となる)
 - (2) 学部から選出された教員4名以上(1学部からの選出は1名とする)
- 3 第2項第2号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会の運営事務局は学務部研究支援課とし、委員会からの指示により必要となる資料等を作成し提示する。

(専門委員)

第10条 委員会には、専門分野に応じた活動の適正を確保するため委員の活動を補佐する専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員の活動は、委員会の活動とみなす。
- 3 専門委員は、学長が委嘱する。
- 4 専門委員は、委員長の求めに応じ、委員会に出席することができる。
- 5 その他専門委員について必要な事項は、委員会において定める。

(委員会の任務)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項の審議又は活動を行う。

- (1) 行動規範に係る不正行為が生じた場合又は相談・告発を受理した場合の助言、調査、改善指導及び是正勧告・命令に関する事項
- (2) 専門機関の行動規範に係る機能及び管理状況の点検及び助言に関する事項
- (3) 行動規範に係る制度等の整備に関する事項
- (4) 行動規範に係る啓発及び広報に関する事項
- (5) 外部機関と情報交換等の連絡協議
- (6) 行動規範及びこの規則に関する事項
- (7) その他学長から委託及び要請された事項

第4章 告発及び調査

(相談・告発窓口)

第12条 不正行為に関する告発、情報提供又は不正行為の疑いが存在すると思料する相談（以下「告発等」という。）を受ける窓口（以下「窓口」という。）を学務部研究支援課に置く。

- 2 窓口は、告発等があった場合は、学長に速やかに当該告発等の内容を報告する。
- 3 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘されたこと、又は不正行為の疑いがインターネット等に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、本学が確認した場合、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 学長は、告発等が不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、これを受理する。
- 5 窓口は、告発等の受理・不受理について、告発者へ書面をもって通知する。

(予備調査)

第13条 告発等の受理後、学長は委員会を招集し、委員会が予備調査を必要と判断した場合は、関連する学部・研究科の長に、速やかに予備調査を実施するよう指示する。

- 2 関連する学部・研究科の長は、委員会から予備調査を行うよう指示があったときは、告発等の内容の合理性及び本調査の可能性等について検討するため、当該告発等の信憑性について調査するものとし、その結果を委員会に報告する。
- 3 学部・研究科における予備調査の方法については、当該学部・研究科において告発の内容に応じた適切に定める。
- 4 委員会は、前項の報告に基づき本調査の要否を告発から30日以内に判断し、学長に報告する。
- 5 学長は、委員会から受けた結果の概要を告発者及び被告発者に書面をもって通知する。

(本調査)

第14条 学長は、前条第4項において本調査の実施が決定されたときは、本調査の決定を配分機関及び文部科学省に報告し、決定から30日以内に本調査を開始するよう委員会に指示する。

- 2 委員会は、学長の指示に基づき調査委員会を設置し、速やかに本調査を開始する。
- 3 調査委員会には、委員会の構成員に加え、調査委員会委員の半数以上の本学に属さない外部有識者を置く。全ての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 委員会は、本調査を実施する旨を告発者及び被告発者へ通知する。
- 5 委員会は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた調査委員について不服がある場合は、通知を受けてから7日以内に書面により委員会に異議申し立てをすることができる。
- 7 委員会は、前項の異議申し立ての内容を検討し、その内容が妥当である場合は、当該異議にかかる調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 8 本調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係者からの聴取

(2) 関係資料（研究活動に関する論文や実験、観察ノート、生データ等）の調査

(3) その他本調査に合理的に必要な事項

- 9 関係者は、調査委員会の本調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
- 10 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 11 関係資料の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、被告発者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に関係する機器・資料等の保全を行うことができる。
- 12 前項の措置をとる場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に被告発者が所属する学部・研究科の長の承諾を得なければならない。
- 13 一時閉鎖した研究室の場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合には、被告発者が所属する学部・研究科の長が指名する教員2名の立ち会いを必要とする。

(審理及び裁定)

第15条 調査委員会は、調査の開始から150日以内に不正行為の有無及び程度について審理し裁定を行う。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に

- 関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 3 調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときには、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。
 - 4 裁定を行うにあたっては、告発者又は被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。調査委員会は、告発者からの説明及び被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
 - 5 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類の不存在等、本来存在すべき基本的要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等、その責によらない理由により、証拠の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合、又、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが各研究分野の特性に応じた合理的な保存義務期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存義務期間を超えることにより、証拠の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。
 - 6 調査委員会は、本調査の結果を委員会へ報告する。
 - 7 委員会は、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置をとる。
 - (1) 懲戒事由、教育研究活動の停止、研究費の使用停止・返還措置等に該当する可能性のある場合、学長及び学部・研究科の長への報告
 - (2) 委員会への定期的な報告の義務付け等、学部・研究科の長による継続的な指導に関する助言
 - (3) 研究に関連する機関への通知及びこれらの機関との協議に関する助言
 - (4) その他不正行為の排除のために必要な措置
 - 8 前項の場合、学長は、直ちに必要な措置をとることができる。
 - 9 委員会は、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。
(本調査の結果)
- 第16条 委員会は、本調査が終了したときは、報告書を作成し、学長に提出する。ただし、不正行為の事実があると認定するためには、全委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 2 学長は、本調査の結果を告発者及び被告発者に書面により通知する。
 - 3 学長は、不正行為の事実があると認定された被告発者（不正行為への関与は認定されないが不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者も含む。以下同じ。）に対し、不正行為が認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、その他必要な措置を命ずる。
 - 4 学長は、本調査の結果を配分機関及び文部科学省に報告する。
 - 5 学長は、本調査の終了前であっても、配分機関及び文部科学省の求めに応じ、本調査の中間報告を提出する。
 - 6 学長は、前4項による報告の結果、配分機関から不正行為に係る研究費の返還命令を受けたときは、不正行為の事実があると認定された被告発者に該当額を返還させる。
(不服申し立て)
- 第17条 告発が悪意に基づくものと認定された告発者及び不正行為の事実があると認定された被告発者は、前条第2項の通知の日から7日以内に、学長に対し書面により不服申し立てをすることができる。ただし、この期間内に不服申し立てをすることができない理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して7日以内に不服申し立てを行うことができる。
- 2 学長は、不服申し立てがなされた場合、その趣旨・理由等を勘案し、再調査が必要であると判断した場合は、不服申し立てから30日以内に再調査を開始する。
 - 3 再調査にあたっては、第14条から第16条の規定を準用し、再調査開始から50日以内に結果を通知する。
 - 4 再調査の結果に対しては、不服を申し立てることができない。

(懲戒)

第18条 学長は、第16条による調査結果を理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の報告に基づき、不正行為の事実があると認定された被告発者に対し、懲戒を加えることができる。
- 3 懲戒は、別に定める研究不正に対する懲戒処分に関する規則による。
- 4 不正行為の悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずる。

(公表)

第19条 不正行為に関する公表は、学長が行う。

- 2 不正行為の事実があると認定した場合において、当該不正行為が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものであるときは、原則として、不正行為の事実があると認定された被告発者の氏名・所属、調査の方法、不正行為の内容、措置等を公表する。ただし、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為が認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該被告発者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 4 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に該当事案が外部に漏えいしていた場合、及び論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、不正行為等が行われていなかったこと、その他の必要な事項を公表する。
- 5 告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名その他の必要な事項を公表し、配分機関及び文部科学省に報告する。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第20条 この規則に基づき、不正行為に関する対応、その他の手続に関与した委員及び関係する事務局職員（以下「手続関係者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止)

第21条 手続関係者は、被告発者の名誉、プライバシーの保護及びその他人権を尊重するよう、配慮しなければならない。

- 2 告発等に基づく調査の実施にあたり、告発者等の秘密を守るため、当該告発者等が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- 3 告発者は、告発に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 4 被告発者は、当該告発等にかかわる事項以外のことについて、不利益な取扱いを受けない。

(研究又は技術上の情報の保護)

第22条 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分に配慮しなければならない。

(関連資料の保管)

第23条 事務局は、学長の指示に基づき、不正行為に係る調査の記録及び関係資料について、文書規程の定めにより、適切な保存期間を定めた上で、告発者等の秘密保持に配慮して適切な方法で保管し、及び保存しなければならない。

第6章 雑則

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、学術研究における行動規範の遵守に関する事項及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

(改廃)

第25条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン改正に伴う日本女子大学研究行動規範委員会規則名称の変更及び責任体系の明確化等による改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（告発の受付によらないものの取扱い、調査委員会の設置、本調査における告発者・被告発者への対応に関する見直し等に伴う改正）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（不正行為の定義、予備調査、審理及び裁定に関する見直し並びに事務組織変更に伴う改正）

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則（研究不正に対する懲戒処分に関する規則改正、告発及び調査に関する見直しに伴う改正）

この規則は、2023年3月1日から施行する。

附 則（研究資料等の保存に関する見直し及び学部改編に伴う改正）

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 この規則の第4条は、施行の際、現存する研究資料等から適用する。

附 則（不正行為の定義、学部改編及び本調査の結果に関する見直しに伴う改正）

この規則は、2024年4月1日から施行する。